

## 地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会（第5回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成26年1月29日（水）15：00～17：00
- 場 所：総務省6階 601会議室
- 出席者：小室部会長、金丸委員、斎藤委員代理、菅原委員、田中委員、宮澤委員、  
多田財務調査課長 他
- ヒアリング団体：東京都、落合公認会計士代理

### 【議題】

- (1) 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」の検討状況について
- (2) 固定資産台帳の整備手順等の実務について
- (3) 固定資産台帳の活用について
- (4) 複式簿記の程度について
- (5) その他

### 【配付資料】

- 資料1 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討資料
- 資料2 前回（12月26日）の議論
- 資料3 固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討
- 資料4 固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討
- 資料5 固定資産台帳の整備手順等の実務に係る検討
- 資料6 固定資産台帳の活用に係る検討
- 資料7-1 複式簿記の概要（日々仕訳）（東京都作成資料）
- 資料7-2 複式簿記の概要（期末一括仕訳（伝票単位ごと））（習志野市作成資料）
- 資料7-3 複式簿記の概要（期末一括仕訳（簡便作成法））（落合会計士作成資料）
- 資料7-4 複式簿記の程度に係る検討

### 【議事概要】

- 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準部会」という。）の検討状況について事務局より説明（「資料1」、「資料3」及び「資料4」関係）
- ・ 「資料3」及び「資料4」について、基準部会での検討状況を踏まえ修正した部分を下線で表示し、反映している。

○固定資産台帳の整備手順等の実務について事務局より説明（「資料2」及び「資料5」関係）

- ・ 「資料5」について、前回の本部会での議論を踏まえ修正した部分を下線で表示し、反映している。

○上記に係る意見等

- ・ 資料「固定資産台帳（毎年）の流れ」の図には、個々の執行データとの照合については反映されたが、最終的には、貸借対照表の資産残高と固定資産台帳の残高が当然一致しなければならない。その旨を資料に入れ込むべきではないか。

- ・ 資料「固定資産台帳（毎年）の流れ」の図について、日々仕訳と期末一括仕訳で分けて書かれてあるが、基本的には流れは同じになるのではないか。日々仕訳の図では②登録データの作成から公有財産台帳登録と固定資産台帳登録にデータが分かれるようになっているが、期末一括仕訳の図と同じように、一旦公有財産台帳に登録されて、そこから固定資産台帳に流れる場合もあるのではないか。

→ 期末一括仕訳については、日々の執行データが蓄積され、期末に処理をするイメージであり、日々仕訳については日々の登録になること、の差を表し整理したもの。システムによりいろいろパターンがあると考えられ、日々仕訳でも、一旦公有財産台帳に登録されて、そこから固定資産台帳に流れる場合もあると考えられる。

- ・ では、一つの事例、一例であるとして、資料を修正した方が良いのではないか。そうすると、「固定資産台帳整備の流れ・整備期間」についても一例であることを示した方が良い。

○固定資産台帳の活用について事務局より説明（「資料2」及び「資料6」関係）

- ・ 「資料6」について、前回の本部会での議論を踏まえ修正した部分を下線で表示し、反映している。

○上記に係る意見等

- ・ 「③施設更新の将来見通し」となっているが、施設更新に限らず、15～20年の中長期の財政計画で全体の将来像を見通し、それからセグメント情報の見通し、今後の予算に活かすということも重要ではないか。

- ・ 固定資産台帳を整備するメリットとして、フルコスト情報を活用できるということが挙げられる。固定資産台帳から得られる減価償却費等の情報を、行政評価、事務事業評価、セグメント情報、将来的な予算への活用など、多岐に広がっていくと考えられる。

○複式簿記の概要について、東京都、宮澤委員、落合公認会計士代理より説明（「資料7-1」、「資料7-2」及び「資料7-3」関係）

- ・ 東京都より日々仕訳の概要を説明。
- ・ 宮澤委員より期末一括仕訳（伝票単位ごと）の概要を説明。
- ・ 落合公認会計士代理より期末一括仕訳（簡便作成法）概要を説明。

○複式簿記の程度について事務局より説明（「資料7-4」関係）

- ・ 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）の「中間とりまとめ」では、複式簿記を導入する意義として、①帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること、②取引ごとに仕訳を行うことで、事業別・施設別等より細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること、が挙げられている。
- ・ ただ、現状では、多くの地方公共団体が複式簿記の導入を完全にはしておらず、いつまでにどの程度のものを導入していくのかという点については、地方公共団体の規模の違いやクラウドなどの財務会計システムの課題などを踏まえて、引き続き実務的な検討を進めて行く必要があるとしている。
- ・ 論点整理の方向性として、中間とりまとめを踏まえ、複式簿記の取扱いは、日々仕訳とするのか、期末一括仕訳とするのかなど、どの程度とするのか。
- ・ その考え方として、複式簿記を導入する意義の①及び②を達成できる方法が望ましい、ということが基本的な考え方ではないか。
- ・ 複式簿記の程度は、A日々仕訳、B期末一括仕訳（伝票単位ごと）、C期末一括仕訳（簡便作成法）の3つのパターンがあるところ、検証可能性や事業別等での分析について見ると、Cは個々の伝票データがないため、検証可能性が乏しかったり、個別事業の分析には課題が残るのではないか。
- ・ また、実務負担の観点からは、日々仕訳の場合は、会計処理を行う全ての組織で伝票作成と同時に仕訳を行うこと、日々の入力負荷が上がるということがある一方、期末ではそれほど集中しないと考えられる。期末一括仕訳は、一部の組織のみでの処理が可能となるが、期末処理時に作業負担が集中するという課題がある。
- ・ コスト負担については、日々仕訳については、同一システムでのオンライン処理が主となるため、一定のシステムの導入経費の負担が生じると考えられる。期末一括仕訳の伝票単位ごとの場合には、財務会計システムとは別のソフトウェアでの対応が現行でも可能であるが、一定の経費負担を伴う。簡便作成法の場合、所有している表計算ソフトを利用する場合には、システム導入経費そのものは生じないと考えられる。
- ・ 開示時期については、日々仕訳の場合、日々に仕訳を行っていることから、より早期の作成・開示が可能と考えられる。
- ・ これらのことを踏まえ整理すると、複式簿記の程度としては、日々仕訳が望ましいものの、事務負担や経費負担の実務の実施可能性を鑑みて、①が満たされ、②にも資するものであれば、期末一括仕訳も可能としてはどうか。

#### ○上記に係る意見等

- ・ 東京都は公有財産台帳に価格情報を含めており、つまりそれが固定資産台帳でもあるということなのか。それとも、固定資産台帳は別にあるのか。
- （東京都）東京都においては、公有財産や道路などの固定資産に該当する資産について、公有財産台帳などのそれぞれの台帳で価格情報を管理しており、固定資産台帳の機能を持たせている。

- ・ 東京都の資料４ページ目で、歳出の仕訳の際、資産区分コードというものを入力するようになっている。複数年をかけて資産を形成する支出の場合には、一旦、建設仮勘定とし、建物等が完成すれば建設仮勘定から具体の勘定科目に振り替えするものと認識しているが、すでに具体の施設名称の資産区分コードを付しているようである。この資産区分を付している目的をご教示いただきたい。
- （東京都）資産区分コードは、建設仮勘定になる支出の場合に使用する。毎年の工事の支出について、単に建設仮勘定として積んでいくと、数年後の完成の際、建設仮勘定の中身が分からなくなってしまうため、それを区分するためのものである。
- ・ 公有財産台帳をベースに開示データを作るかどうかは、日々仕訳と期末一括仕訳の違いではなく、あくまでシステムの組み方の違いと考えられる。
- ・ 習志野市の事例は期末一括仕訳ではあるが、伝票単位ごとに仕訳をしており、結果として日々仕訳と同じレベルになっている。違いはどのタイミングで仕訳をするのか、資産と費用の区分を日々行うのか、期末に一括して行うのか、の差である。
- ・ 伝票の量が膨大であると確かに日々仕訳をしたほうが良いという側面があり、それに伴って決算が早くなるということがあると思われる。決算の早期化や内部統制の観点からすれば、日々仕訳は理想ではあるが、費用対効果も考えると、原則として取引ごとの仕訳を行うのであれば、期末一括仕訳でも差し支えないということ、また、簡便作成法に関しては、複式仕訳はされていても①及び②を達成していないという課題が残るということ、については事務局案に同意である。
- ・ 複式簿記を導入する意義の①及び②について、①については複式簿記なら当然であるが、②については、財務数値の活用ということになり、必ずしも複式簿記の絶対条件ではないと思われる。ただ、②も重要なことであるので、「資する」という表現は適当と考えられる。  
各団体でどのように数値を活用していくのか、どのようなものが資するののかは、各団体の実情に応じて判断されるものであるが、②についても意識して財務書類を作成していただきたい、という趣旨であると認識した。
- ・ 期末一括仕訳の簡便作成法について、予算執行科目、細節、節別ごとにある程度変換する科目、公会計上の科目が決まっているものは、個々の取引を見ようと思えば、元の予算執行データを見れば当然見られるものであるため、必ず取引単位ごとに仕訳をしなければならないということではなく、伝票ごとの仕訳をするとなると費用がかかることや、現状８割以上の団体が総務省方式改訂モデルであること等を踏まえると、ある程度まとめて仕訳をするという方法は許容して良いのではないかと。
- ・ 簡便作成法については、決算書からいろいろな単位で仕訳をして財務書類を作ることができる。しかし、基本的には執行データとの照合ができず、例えば、資産になるかどうかの洗い出しの中で、所管課が資産だと言えればそれは資産になり、残りは費用にするなど、厳密に言うと検証性に乏しい部分がある。また、経営改革などでいろいろなデータが必要となった際に、簡便作成法だと得られるデータが限定されてしまう。せっかくこれから統一モデルとするのなら、後々の活用などを見据えると、伝票ごとにデータを集計できたほうが良く、そ

の方針とすべきではないか。その場合、将来的に全国比較をしたりする場合にも有用であると考えられる。

→ この整理の方向性では、①と、②の趣旨、を満たす必要はあるとしており、取引ごとに仕訳を行うということまでは明記をしていないもの。一定の幅を持たせ、①が満たされ、②にも資するものであれば、期末一括仕訳も可能としている。